

技能実習「受けさせた」と虚偽 監理団体、初の取り消し

有料会員限定記事

浦野直樹、江戸川夏樹 2018年12月27日10時20分

技能実習生を企業に派遣する兵庫県の監理団体が、実習前に必要な日本語教育などの講習を十分に実施しなかったにもかかわらず、外国人技能実習機構に「受講させた」と虚偽の報告をしたとして、法務省は27日、この監理団体の許可を取り消した。実習生の労働環境を改善するため、技能実習適正化法が昨年11月に施行されて以降、監理団体の許可取り消しは初めて。

許可が取り消されたのは、「協同組合クリエイティブ・ネット」（兵庫県加西市）。法務省によると、約30人の実習生が所属しており、兵庫県内の7社に派遣している。

技能実習生は原則として入国後、約2カ月間の日本語学習などが義務づけられているが、法務省によるとクリエイティブ・ネットから派遣を受けた同市内の3企業は今年2～3月、7人のタイ人女性を講習期間中に「実習」に従事させたうえ、同機構の調査には「講習を受けている」とうそをつくよう指示をしていた。「実習」は、事前の計画内容とは全く異なるものだったという。法務省は、この3企業の実習計画も取り消した。

今回の不正は、実習生からの申告を受けた同機構の現地検査で発覚した。処分を受けたことで、クリエイティブ・ネットと3企業は5年間、技能実習生の受け入れができなくなる。クリエイティブ・ネットに所属していた技能実習生は帰国したり、別の企業に転籍したりするなどしている。

クリエイティブ・ネットの担当者は朝日新聞の取材に対し、2～3月の日本語講習は「講師のやりくりがつかなかった」ため規定の時間数に満たなかったと認め、「認識が甘かった」と語った。そのうえで、「指摘を受けた後は追加で行っていた」と述べ、監理団体の許可取り消しは「不信感がある」とコメントした。

実習生は、賃金の不払いや過酷な長時間労働などが問題となり、技能実習適正化法によって外国人技能実習機構ができるなど、監理団体や受け入れ企業の監督が強化されている。ただ、12月に成立した改正出入国管理法の国会審議でも多数の問題が指摘され、法務省が実態調査を実施している。（浦野直樹、江戸川夏樹）